

鯉のぼり大募集!

大川鯉のぼり川渡し実行委員会では、毎年4月下旬から5月上旬ごろまでの間、子どもたちの健やかな成長を願って、肱川（大成橋上流）に約200匹の鯉のぼりを泳がせる「鯉のぼり川渡し」事業を実施しています。

その光景は勇壮で迫力があり、市内外より多くのおみなさんに見物に来ていただき、大変喜んでいただいています。



実行委員会では、無償でお譲りいただける鯉のぼり（鯉のぼり・吹流し・のぼり）を募集しています。

ご家庭で眠っている鯉のぼりをもう一度、大空に泳がせてみませんか。みなさんからの温かいご寄付を、心よりお待ちしております。

なお、いただいた鯉のぼりの返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

また、5月3日(金)には、鯉のぼりを背景に大川公民館前の広場で、地元運営による「大川鯉のぼり祭」(餅つき・農産物販売・各種出店などのイベント)を開催する予定です。ぜひお越しください。

【募集期間】 4月20日(土)ごろまで

【設置予定期間】

4月28日(日)～5月11日(土)ごろ

【問い合わせ先】

大川公民館 ☎020200



大洲城で甲冑体験をしよう!

大洲城では、来城者のみなさんに大洲の歴史にふれあい、体験してもらうことを目的に、博物館などに所蔵されている大洲藩二代藩主加藤泰興公の甲冑や肖像画など、大洲藩に由来するレプリカの展示を開始しました。

天守閣を伝統的工法で再建する際に使用された組手の模型や、複製された「いろは丸航海日記」など、実際に手にふれて体験することができます。

その他、大洲城をバックに甲冑姿で記念撮影ができる「甲冑体験」も行っていますので、この機会にぜひ大洲城にお越しください。

【展示品(レプリカ)】

▽紺糸威 桶川二枚胴具足

(二代)加藤泰興公甲冑

▽黒漆塗胸薫草綴二枚胴具足 (加藤家伝来甲冑)

▽初代藩主加藤貞泰肖像画

▽二代藩主加藤泰興肖像画

▽いろは丸航海日記

▽木継ぎ組手模型

(大洲城天守閣の再建工法)

(大洲城天守閣の再建工法)

甲冑体験

【料金】

1回 500円 (10分程度)

【甲冑数】

4領(大人用2領・子供用2領)

【実施日】

毎週土・日・祝

(平日も予約があれば対応可)

【問い合わせ先】

大洲城

☎0241146



第11期おおよ女性塾塾生を募集します

おおよ女性塾とは、活力あふれるまちづくりを進めるための人材育成と、いきいきとした男女共同参画社会づくりを目的とした、女性の学習の場です。

環境問題や福祉問題など、幅広い分野での男女共同参画に関する活動や学習を行います。女性のみならず、ぜひご参加ください。

【対象者】

市内在住の女性で、講座に参加できる人

※第10期までの塾生は除きます。

【活動期間】

平成25年5月～平成27年3月

【定員】20人

※申し込み多数の場合は、抽選となります。

【申込方法】

企画調整課までご連絡ください。申込書を送付します。

【問い合わせ先】

企画調整課男女共同参画係

☎24 1728



(参考 第10期生の主な活動内容)

- ・男女共同参画や市政についての講座
- ・先進地視察研修
- ・大洲市議会の傍聴
- ・救命救急についての講座
- ・福祉問題、認知症サポーター養成についての講座
- ・市内施設の視察研修
- ・男女共同参画社会づくりセミナーの合同開催 など

女性消防団員募集

～女性の私たちだからこそ、
できることがたくさんあります～

消防団とは？

本業を持ちながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全を守るために活躍する人たちの集まりです。

入団資格は？

年齢18歳以上で、市内に居住または勤務している女性です。



出初式での軽可搬ポンプ操法披露

入団後の待遇は？

年間一定額の報酬と出勤ごとに手当が支給されます。また、活動に必要な被服などが貸与されます。

主な活動内容は？

- ▽防火広報、高齢者世帯などの防火訪問
- ▽地域住民の応急手当指導
- ▽各種消防団行事などへの参加

【申し込み・問い合わせ先】

危機管理課

☎24 1742



応急手当指導 (AED取り扱い訓練ほか)

平成25年4月 開所予定 おおずファミリー・サポート・センター会員募集

近年、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。核家族などの家庭環境や就労形態の多様化によって、時には通常の保育サービスだけでは対応しきれない場合があります。

そこで、仕事と育児の両立ができる社会環境を応援するため、大洲市では4月に、ファミリー・サポート・センターを開所する予定です。

ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と、子育ての手助けをしたい人（サポート会員）が会員となって、地域の子育てを助け合う活動です。

【援助活動の主な内容】

- ▽保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
 - ▽保育施設までの送迎
 - ▽児童クラブ終了後の子どもの預かり
 - ▽学校の放課後の子どもの預かり
 - ▽学校行事や通院の際の子どもの預かり
 - ▽冠婚葬祭や外出の際の子どもの預かり
- ※会員同士の了解があり、事業の趣旨からそれていなければ、さまざまなご依頼に対応できます。

まごまご依頼に対応できます。

【利用会員】

- ▽市内在住の生後6か月～小学校6年生の子どもがいる人
- ※利用会員とサポート会員の両方に登録することが可能です。

【サポート会員】

- ▽市内在住の20歳以上の人
- ▽子どもが好きで、子育て支援に理解と熱意のある健康な人
- ※講習を受講する必要があります。

【利用時間と料金】

- ▽月～金の午前7時～午後7時 1時間あたり 600円
- ▽土・日・祝日・年末年始および右記以外の時間 1時間あたり 700円
- ※活動時間は午前6時～午後9時の間とします。

【申し込み・問い合わせ先】

- 社会福祉課子育て支援室内
- おおずファミリー・サポート・センター
- ☎99996
- 月～金 午前8時30分～午後5時15分
- 会員になると、すぐに援助の依頼や支援をしないといけないわけではありませんので、お気軽に申し込みください。

平成25年度交通災害共済加入申し込みのお知らせ (3月1日から受付開始)

交通災害共済とは、愛媛県市町総合事務組合が行っている公的共済制度です。交通事故などで災害を被った場合に、少額の掛け金で見舞金を受け取ることができます。

【加入申込方法】

指定金融機関に加入申込書を持参し、掛け金を納付してください。加入申込書は、平成25年1月31日（基準日）に大洲市に住民登録のある人に対して、区長各位による配付、または郵送で送付します。参考に、加入申込書記載例、交通災害共済パンフレットも同封しています。

また、基準日以降に大洲市に転入した人や、加入申込書が届かない人で加入を希望する場合、加入申込書を発行しますので、お問い合わせください。

【加入資格】

大洲市に居住し、住民基本台帳に記録されている人および共済加入者の被扶養者で、市外に居住している人

【掛け金】（1人年額）

- 大人 700円
- 中学生以下 300円

【共済期間】

- 平成25年4月1日～
- 平成26年3月31日

【適用となる交通事故】

共済期間中、国内の一般道路などで、自動車・バイク・自転車・車いすなど（交通乗用具）の交通に伴う接触、衝突などの事故または歩いていて、交通乗用具にはなれなかった場合など

【事故にあった場合】

見舞金を請求する場合は、請求方法について説明しますので、お問い合わせください。

また、見舞金請求時には交通事故故証明書が必要になりますので、必ず警察署に届け出てください。

【問い合わせ先】

- 危機管理課地域安全係
- ☎241742
- 長浜支所
- ☎521111
- 脇川支所
- ☎342320
- 河辺支所
- ☎392112

軽自動車や原付バイクなどの 変更・廃車手続きを忘れていませんか

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者にその年額が課税されます。

車両の譲渡、廃車などがある場合は、早めに下記の手続きを行ってください。手続きが行われないと、実際に所有していない車両の登録が存続し、軽自動車税が課されることとなりますので、ご注意ください。

なお、年度途中で手続きをしても、当該年度課税分は取り消しできません。

※軽自動車税には月割課税制度はありません。

【問い合わせ先】 税務課収納係

☎242111 (内線125)

長浜支所

☎521111 (内線16・17)

肱川支所

☎342311

(内線111・212)

河辺支所

☎392111 (内線114)

軽自動車検査協会

☎089(975) 6730

運輸支局

☎050(5540) 2076

車種	手続き場所	必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下)	税務課または各支所	【廃棄・解体】 所有者・届出者の印鑑、ナンバープレート ※解体の場合、ナンバープレートがない時は「解体証明書」 【紛失・盗難】 所有者・届出者の印鑑 ※盗難の場合、盗難届の「届出警察署・盗難届受理番号」の控え 【名義変更】 新・旧所有者、届出者の印鑑 ※印鑑は認め印で可(ただし、朱肉使用のものに限る。)
農作業用自動車 小型特殊自動車		
軽自動車 (660cc以下)	軽自動車検査協会	手続き先の各事務所または、車両販売店などにお問い合わせください。
二輪車 二輪小型自動車	運輸支局	

「県政モニター」を募集しています

県政に関心がある人、愛媛県に愛着がある人、県政モニターに応募してみませんか。

県政モニターに委嘱されると、次のことを行っていただきます。

- ▽県が行うアンケートなどの回答(年4回程度)
- ▽県政全般について、建設的な意見などの提言(随時)
- ▽県政に関する広報活動(随時)
- ※定期的に県政情報を送付します。
- ▽県の広聴事業(知事とみんなの愛顔でトーク)への参加
- ※希望者のみ

▽希望者のみ

▽県内の居住・通勤・通学または、県内に関わりのある県外に居住する人(県内出身者など)

▽国または地方公共団体の職員でない人

▽県内に居住・通勤・通学または、県内に関わりのある県外に居住する人(県内出身者など)

▽国または地方公共団体の職員でない人

▽県内に居住・通勤・通学または、県内に関わりのある県外に居住する人(県内出身者など)

▽国または地方公共団体の職員でない人

▽県内に居住・通勤・通学または、県内に関わりのある県外に居住する人(県内出身者など)

▽国または地方公共団体の職員でない人

▽県内に居住・通勤・通学または、県内に関わりのある県外に居住する人(県内出身者など)

【報酬】

特になし。活動に必要な郵送料は県が負担します。

※インターネットに係る経費は本人負担となります。

【応募方法】

応募用紙により応募してください。応募用紙は市役所企画調整課で直接受け取るか、県ホームページからダウンロードしてください。

【提出方法】

郵送・FAX・メール・持参いずれも可

【募集期限】 3月15日(金)

※当日必着ですが、募集定員に満たない場合は、引き続き随時募集します。

【その他】

結果は、応募資格を確認の上、4月上旬ごろ、応募者全員に通知します。

応募多数の場合は、性別・年齢・地域別などのバランスを考慮して選出します。

なお、応募に係る個人情報、本件以外の目的に使用することはありません。

お問い合わせ先

愛媛県広聴係

☎089(912) 2243

☎241728